

委託業務仕様書

1 委託業務名

インバウンド対応強化に向けた現地行動分析調査事業

2 業務目的

岡山後樂園には年間約 83 万人（令和 7 年度）の来園者があり、そのうち約 22 万人を外国人が占めている。そのうち、欧米豪の海外個人旅行者（以下「FIT」という。）については、日本人よりも滞在日数が長く、観光地を見るだけでなく、体験することを重視し、団体ツアーより個人手配が多いといった特徴があると言われており、こうした行動特性を踏まえ、いかに岡山後樂園に来園する FIT を備前エリアをはじめとした周辺地域に誘導し、広域的な周遊観光につなげていくかが課題となっている。

このため、本事業においては、FIT の情報入手手段、来園前後の行動実態及び観光ニーズ等を把握するための調査を岡山後樂園において実施し、適切なタイミングで FIT のニーズに応じた情報提供、プロモーションの在り方を検討するとともに、得られたデータの分析結果に基づき、効果的な観光プロモーションの立案・推進につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託限度額

4, 714, 600 円（うち消費税及び地方消費税の額 428, 600 円）

5 業務内容

(1) 調査の実施

ア 調査対象

岡山後樂園を訪れた欧米豪の FIT

イ 調査方法

アンケート調査（調査票を用いた調査員による自計または他計方式を想定）

ただし、調査にあたっては、設問への写真の添付等により、回答者が具体的なイメージを持てるよう工夫するとともに、協力者への謝礼品（単価 200 円程度を想定）の配布等により回答者数の確保に努めるものとする。

ウ 調査項目

受託者からの提案とすること。

ただし、最終的な調査項目については、委託者との協議の上、決定すること。

エ 調査実施期間

令和 8 年夏（6 月～8 月）、秋（9 月～11 月）、冬（12 月～2 月）

オ 有効サンプル回答数
受託者からの提案とすること。
ただし、各季節 150 サンプル以上（合計 450 サンプル以上）とすること。

カ 留意事項
調査にあたっては、腕章や身分証など調査員であることを明示できるよう準備の上、実施すること。

(2) 集計・分析

ア 多肢選択式の設問については、単純集計及びクロス集計を行うとともに、要点をまとめて分析を行うこと。

イ 公表されている他の指標とも比較するなど、多角的に総合的な分析を行うこと。

(3) 報告書の作成

ア 以下2種類の報告書を作成し、提出すること。

①季節（夏・秋・冬）ごとに集計結果をまとめたもの

②上記5（1）エの期間に調査した全てをまとめたもの

イ 報告書作成にあたり使用する電子媒体のソフトは、委託者との協議により決定すること。

ウ アンケートの集計・分析をもとに傾向・解説・分析結果等を付すとともに、グラフ・図形等を用いてわかりやすいものとし、著作権等をクリアの上、作成すること。

(4) 成果物の提出

報告書並びに集計データ及び回答アンケートデータ等を県民局に提出すること。

(5) 報告会の実施

県民局及び県民局管内市町（※）の観光担当者（以下「観光担当者」という。）を対象に、上記2の業務目的の趣旨に沿った報告会を実施すること。（県民局での対面実施が望ましいが、オンラインでの実施も可とする。）

なお、観光担当者への連絡調整及び会場確保は県民局が行うこととする。

（※）「管内市町」：岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町

(6) 追加提案

上記（1）～（5）の業務内容全てを適切に実施した上で、上記4の委託限度額の範囲内において、業務の目的を達成するために効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。

6 委託業務実施体制

受託者は、業務を円滑に履行するために、次のとおり業務実施体制を整備すること。

(1) 人員配置

業務責任者を定め、委託業務全般の管理を行わせるとともに、本業務を実施するための十分な人員を配置すること。

また、適切な調査結果が得られるよう、外国語スキルや対面調査の経験、コミュニケーションスキル等を有する調査員を確保すること。

(2) マニュアル作成

調査員に向けたマニュアルを作成し、適切かつ円滑に業務を遂行すること。

(3) 打合せ・連絡調整

受託者は、委託業務の実施に際しては、必要に応じて随時、委託者との打合せ・連絡調整を行い、円滑な業務遂行に努めることとする。

また、協議等を行った場合には、協議記録を作成し、提出することとする。

7 その他

(1) 最終的な業務内容は、委託者と協議の上で決定し、実施するものとする。

(2) 業務実施にあたっては、委託者の指示に従い、適切かつ誠実に行うこと。

(3) 本業務により得られた成果は、全て委託者に帰属するものとする。

(4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。

(5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(6) 本事業の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、受託者の責任において対処すること。

(7) 本事業により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

(8) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

(9) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

(10) 本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(11) 業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報について、関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。

(12) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。

(13) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、

協議を申し出る場合がある。この場合、委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。

- (14) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者と受託者で協議し、委託業務の内容を決定すること。